

第 1 回総行教育会議会議録

1. 日時：平成 27 年 4 月 20 日（月）
午前 9 時から午前 9 時 41 分まで
2. 場所：平戸市役所 第 2 委員会室
3. 出席者
黒田市長、中島委員長、杉澤教育長、末吉委員、吉田委員、松本委員
(1) 事務局
岡総務部長、度嶋総務課長、鴨川行政班長
(2) 教育委員会事務局
松田教育次長、入口学校教育課長、川渕生涯学習課長、石田施設総務班長
4. 確認事項
総合教育会議について
5. 協議事項
議題 1 平戸市総合教育会議要綱（案）について
議題 2 大綱の策定について
議題 3 平成 27 年度総合教育会議のスケジュールについて
6. 議事の概要
1) 平戸市総合教育会議要綱（案）について
全員一致で了承された。
2) 大綱の策定について
本年度策定する平戸市教育振興基本計画（第 2 期）をもって大綱とすることに決定した。
3) 平成 27 年度総合教育会議のスケジュールについて
了承された。
7. 会議経過
○開会
○総務部長
それでは、第 1 回平戸市総合教育会議を開催したいと思います。
私、本日の司会をいたします総務部長の岡でございます。よろしくお願いいたします。座らせて進行させていただきます。それではレジメに沿って進行させていただきます。最初に市長より挨拶をお願いいたします。
○市長あいさつ
皆さんおはようございます。本日は平戸市総合教育会議第 1 回の会合でございます。既にご案内のように法律の改正でございまして 4 月 1 日から市長と教育委員会が同席による総合教育会議が設置され、幅広い教育に関する整備や子供たちの健全育成に関する議論が法的根拠で定められました。今後とも、平戸市の児童生徒の教育環境の整備のために皆様方と一緒に市長

部局、教育委員会ともに力を合わせて行きたいと思っています。差しあたったのミッションとして平戸市総合教育会議、教育振興計画、大綱の策定が用意されておりますので、こういった作業に具体的に進んでまいりたいと思っています。また、一方で、平戸版、平戸市総合戦略というものを策定中があります。いくつかのプロジェクトを立ち上げながら人口減少に歯止めをかけるための施策展開をやってまいりますが、当然、平戸という自治体の中で子育て支援であるとか教育の振興であるとかひとつの魅力ある施策を打ち出すことによって、子育てするなら平戸でやろうというふうな気持ちをより多くの方々に持ってもらうことが人口の流出を止めることだと思っています。そういった意味でいわゆる市の教育委員会は、市立小中学校の教育と環境整備ですが鳥取県海士町が実践しているように地元高校をいかに魅力化していくかということも視野に入れながら職業人材の育成と雇用の確保につなげるような、そういった意味でのソフトパワーを作ることも一つの教育行政の責務であるかと思っています。そういった幅広い視点に立って、これから総合教育会議が責務を達成できますようよろしくお願いいたします。また、子どものいじめと重大事案に対して対応すべく、それぞれ先の議会でも議論を頂いておりますし、条例等の整備も終えております。本来そういったことから始まったこの総合教育会議であります平戸市は先行的にこれを進めているという認識のもとに、更にまた幾重にも子どもを守る体制作りを確固たるものにして安心安全のまちづくりを推進していきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

○総務部長

次に教育委員長より挨拶をお願いしたいと思います。

○教育委員長あいさつ

皆さんおはようございます。

教育委員の皆さんには第1回の総合教育会議に出席いただきましてありがとうございました。ただ今、黒田市長のご挨拶にもありましたように改正地教行法が昨年の6月に法案化されこの4月からいよいよ新教育委員会制度がスタートしました。その大きな制度改革のひとつであります、全ての地方公共団体に設置が義務付けられた総合教育会議は、黒田市長の主導・主催によって本年度早々に招集されますことは市長の本来教育に寄せる熱心な思いの表れと我々教育行政を預かる者として力強く心より感謝するしだいでございます。ご案内のようにこの会議は、市長と教育委員会の協議・調整の場として両者が教育行政の方向性を共有し、一致して執行に当たることを可能とするものであります。一方で、新教育制度改革にあつては、きっかけとなった大津市の中2いじめの自殺事案など行政側の事後対応、教育委員会の対応が発端にあったことも事実であります。教育委員会廃止論も議論されたと伺っております。私ども、真摯にこれらのことを受け止め、市民に信頼される教

育委員会の構築に努めていかなければならないと考えております。幸い市長はこれまで教育委員会との情報共有、意思疎通の場として毎年意見交換会を自ら設けていただいております、更に本市においてはその礎を構築されているものと私どもも理解しているところであります。今後、この教育総合会議を通じて更にこれまで培われてきた相互の信頼関係が更に深まり、本市の教育の政策の活発な議論の場となりますよう期待いたしまして挨拶いたします。

○総務部長

ありがとうございました。

ここで教育委員の皆様につきましては、事務局職員になじみが少ないかと思いますので、事務局職員をご紹介させていただきます。

総務課長の度嶋でございます。

○総務課長

度嶋です。よろしくお願いいたします。

○総務部長

総務課行政班長 鴨川でございます。

○行政班長

鴨川です。よろしくお願いいたします。

○総務部長

それでは、3の確認事項のほうに移らせていただきます。

皆様につきましては、ご存知のことと思えますけれども、初めての会議ということでございますので総合教育会議につきまして事務局方から説明させていただきます。

○事務局（総務課長）

私の方から説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

総合教育会議について、説明させていただきます。位置づけでございますけれども地教行法の規定により全ての地方公共団体において創設・設置されるものでございます。首長と教育委員会が対等な執行機関同士の協議・調整の場であるということでございます。教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることが位置づけでございます。2番の運営等についてでございます。会議の招集ですが原則として首長が招集いたします。必要に応じて教育委員会が総合教育会議の招集を求めることが可能となっております。会議の公開ですが、原則として、公開することとされております。議事録ですが、議事録は作成とその公表について、努力義務が課されております。協議内容ですが、教育に関する大綱の策定やその変更に関する協議のほか、重点施策の協議や、児童、生徒等の生命又は身体の保護や緊急の場合に講ず

べき措置に関する協議を行うこととされております。協議・調整の結果でございますが、首長と教育委員会は、ともにその結果を尊重しなければならないとなっております。会議の庶務ですが、首長が総合教育会議を招集することに鑑み、首長部局で行うことが原則とされております。本市においては、総務部総務課において行うこととしております。その他の事項ですが、会議運営等に関し必要な事項については、総合教育会議が定めることとされており運営要綱等を定める必要があるということでございます。3番の法施行後の対応ですが、27年4月1日に法は施行されております。速やかに総合教育会議を開催して、会議運営等に関する取り決めを行うことが必要であるということで本日が第1回目ということにさせていただいております。2ページ目をお願いいたします。2ページ目につきましては、総合教育会議に係るQ & Aを載せておりますので、これにつきましては、後ほどご一読をいただければと思っております。3ページ目につきましては、総合教育会議に係る構成員・メンバーと事務局体制を載せておりますのでご確認をしていただければと思っております。総合教育会議についての説明は以上でございます。

○総務部長

ご質問等は、ございませんか。

質問がないようですので、次に4の協議事項に移らせていただければと思います。議題1平戸市総合教育会議要綱でございますけれどもこれにつきましては、今説明がありましたとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項において総合教育会議の運営要綱は、この会議で定めることとされております。事務局で要綱（案）をたたき台として作成させていただきましたので、皆様で検討していただき決定していただければと思います。それでは、事務局から要綱案について説明させていただきます。

○総務課長

それでは、4ページ目をお願いいたします。

平戸市総合教育会議要綱（案）まず、第1条に趣旨を載せております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、平戸市の教育に資するために、平戸市総合教育会議を設置いたします。第2条に所掌事務を記載しております。3点を記載しております。まず第1号ですが、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議、第2号に教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、三つめに児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置が所掌事務となっております。なお、市長のご挨拶にもありましたが、平戸市いじめ問題調査委員会を平戸市においても設置をいたします。この教育会議とも連携をしながらいじめ問題については、対応してまいりたいと思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。第3条に組織規定です。会議は、市長及び教育委員会をもって組織いたします。第4条は招集規定です。会議は、市長が招集し、進行します。第2項に教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができるという規定をしております。第5条意見の聴取ですが、会議は、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。という規定を設けております。第6条会議の公開ですが、会議は、公開するものとしております。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。という規定にしております。第7条議事録ですが、市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとしております。基本的には、インターネットを通しての公表等を考えております。事務局ですが、第8条に規定しております。総務部総務課に置くという規定にしております。次のページをお願いいたします。その他の事項ですが、第9条で、この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定めるという規定にしております。附則でございますが、皆様方で確認をいただいたうえで、合意がいただければ本日4月20日をもって施行をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○総務部長

この要綱案について、ご意見等がございましたらお受けしたいと思います。

ご意見等がないようでしたらその総合教育会議の運営要綱としてこの要綱を承認していただいてよろしいでしょうか。

○市長

今回、法律改正がなされて総合教育会議が設置されるということは既に我々がこういうことをやってきていた、後付けでこういう制度ができたものだから少し整理が必要かと思います。例えば、いじめ問題についても我々は、既に過去にその会議を開いて長崎市の事案それからもちろん大津もそうですが新上五島町の事案等を分析して従来教育委員会が設置している学校関係者で対処する組織と別に市長部局に同様の機関を作ってお互いがそれぞれの立場で事案の検証や解決策を探るという位置づけをしています。そうしたときに総合会議はどっちをどうするの、とこんがらがらないですか。具体的に総務課に設置している児童生徒に重大事案があったときの委員会は、いつ設置してどういった方々を構成員とするのかここで改めて紹介してもらえませんか。

○総務課長

資料を取りに行かせますので、しばらくお待ちください。

○市長

時期は、もって来る資料で説明するとして、今のところ私のほうで指示しているのは、その委員長というか招集者を副市長として構成員は弁護士であるとかとか児童委員民生委員、医師、心理福祉士という専門家、つまり教育現場とは直接関係ない方、ある意味、司法とか医療のほうに解の深い方を人選しようとしているところです。したがって、学校現場とはある意味、一線を画して客観的に事件を分析できるスタッフを揃えて対応しようとしています。もっと厳しく言うと当該事案で被害者となった子ども若しくは保護者が学校を訴える際、その受け皿になる集団になるかも知れません。ですから総合教育会議というのはどこに位置するのかというときにそのある意味、訴える側と訴えられる側の上に立つわけですね。だから、そういう形である意味、訴えに行くまで、そうなったら司法の場が舞台ですからそこに行くまでの経過を、この場で聴取するということもあり得るかと思います。ですから、教育委員会と副市長を頂点とするその会がここに来て、意見の聴取、第5条ね、そういう方たちを呼んでこの事案どうなっているのと聴くときに、そっちとこっちの声を聴くことができるという形でそれじゃ今こういう状態ですからこうやりますという報告を受けることができるという意味合いでいいですよ。

○総務部長

そうですね。第2条の3号に児童生徒の生命及び身体に現に被害が生じ、という文言に合わせまして、その後、意見聴取ができるとなっております。

○市長

ですから、第2条3号の位置付けは直接措置を我々がするのでなくて、それぞれの部局の下にある委員会が対応に当たったものをその上位段階として組織として聴取するとそれは5条に基づくものという意味合いで整理していいでしょうか。

○総務部長

ただ、委員会は委員会として独立した委員会ではあるということですね。

○市長

だけど話を聴かないと今後はマスコミ対応というのがあって責任の所在が分からないという大津事件の反省もあったので、これに対して市はどう思うのか、というときにここで両方の対応の流れを聴取して、じゃ記者会見しますと私のほうでさせていただきます。ということですね。

○総務部長

そうなってくると思います。教育委員会で判断したものと市長部局で判断したものが相反する場合が当然でてくるかと思いますので、そういうところの意見を聴取して、また、市長が記者会見という形なるかと思われます。

○市長

あの時は、教育長なのか教育委員長なのか市長はどこ行ってんだって話になったんだね大津は。そうならないようにここで相互の立場や事件の経過の把握を確認しあって公表に及ぶという最終調整機関ですね。

○教育委員長

公表を行うということは両方の意見を聴いて、それを市長のほうで報道関係に公表するということになるわけですか。

○総務部長

基本的にマスコミとしては、いろいろ問題が起きたときに市長はどう考えておりますかとか、どうなっているんですかと聞かれますので、やはり教育委員会は教育委員会の考えもあります、市長部局で調べた考え方というのもございますので、そこはやはりここで話をきっちり聴いてですよ、マスコミにはきちっとした説明ができるような状況を作り出すということは当然、必要なことだと思いますので、そういう場としても重要な会議ではないかと思っています。

○教育次長

今日のレジメの一番最後を見ていただけないでしょうか。これは文科省が作った周知用のパンフレットですが最後にQ&Aがあります。その中のQ3ですね。新制度では、いじめによる自殺事案等にどのように対応することになるのですか。という設問です。前段には大津事件等でどこが頭になったのかということが分からなくて教育委員会の自主性が出なかつたということはいじめ事件が生じた場合、まず、常勤の新教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断によって教育委員会の迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。まずは、第一義的には教育委員会が当然しなさいということで謳っております。そのために新教育長というのはそう言った権限も与えられているし、フットワークが軽いような組織に改めたということです。その後、さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について委員会と協議・調整を行うことも可能です。うちの場合は、両論並列でそれぞれにいじめ等学校問題対策チームと市長部局にいじめ問題調査委員会というのが設置されておりますので、それを総合教育会議が調整しながら状況等を報告していただいて対応すべき判断をここでやっていくことは可能となっておりますので、そう言ったところでの総合教育会議という調整機関として理解していただければと思います。

○市長

まず、仮にいじめが生じた重大な事態になったそしたらこの会を早速開いて、教育委員会の中に設置されているその対策委員会の報告を聴く、どうなっているの、そんなことになったんだ、それは大変だなと、それはなかなか收拾がつかないと、というのでこの会議で意見聴いた後、副市長を長とする

いじめ対策委員会に調査しなさいということが出来るわけですね。言わんでもいいし。

○教育委員長

その人選は、まだ出来てないわけ。

○総務課長

人選できております。

○教育次長

委嘱の発令行為がまだできていない。

○総務課長

今、承諾書を取っているところでございまして、一応5名確定はしております。先ほど市長のほうからありましたけども精神病院の医師であります宮原先生、佐世保市ですけれども、健全育成会のほうから馬場洋子さんという方、それと主任児童員ということで部会長であります大浦ミチ子さんという方、あと弁護士であります相良先生、新町の方です。それと市から副市長ということで5名の委員で構成することとしております。今、委嘱について準備を進めておりますので、連休明けには早々に会議を開くような形でもって行こうと思っております。

○市長

表現が不適切かも知れませんが、学校とは関係ない方で構成していることの意味は、ともすれば学校は自分たちの中で解決しなさい、解決しようという意向があまりにも働きすぎて閉鎖的になってしまう。それが仲間内で情報を隠蔽するのではないかという外部からの批判に耐えられなくなってズルズルと引きずる部分もあるのであえてそうじゃない社会に近い地域に近い民生児童委員とか健全育成会から人選をし、専門職の方は医師と弁護士を使って、副市長をトップに立てたという人選です。

○教育長

ひとつ心配なのは、こういう問題があったときに、例えば新上五島でも長崎でも地元の人間って結構少ないですね。何かあったときに結局、その方々が責められるおそれも出てくるんですね。民生委員さんとかそのへんどう考えてるのか。新上五島あたりは、都会の専門の方を呼んで、新上五島でできないんですよ。長崎でやってます。そういうことが起きてます。新上五島で新上五島の民生委員さんと呼んだときに結局、結果をこうなってるんですよ。説明しなければならぬときに責められるんじゃないかな、その気もちちょっとあります。第三者委員会という言葉は、第三者というのは、本当の第三者、全く教育にも関係ない、地元にも関係ない第三者という考え方に立つということも大事じゃないかな、相良弁護士さんとか弁護士さんだから大丈夫だと思うんですが、民生児童委員とか健全育成の方というのは、結局専門家ではないんですよ。その勉強してませんから、そこは、ちょっと怖いなという

気がします。

○総務部長

こういう人選になったのは、条例化いたしましたので、議会にもお諮りして条例化していただいたんですけどもその中で地元のことも分からない人間だけでこういう会議をして結局、上っ面の部分で間違った判断をしたらどうするのか、もっと地元の人間の意見を吸い上げてキチットした判断をなさという強い指摘がございました。そういうところから民生委員さんとか健全育成会という方々も入れながら、目配りのきいた委員会にしてきたというような経過がございます。

○市長

それは議会からの意向が強く働いてそうするしかなかったのだけれど、例えば任期はいつまでですか。

○総務課長

2年です。

○市長

できれば地元の方は裁判員制みたいに事案ごとに交代したほうがいいのかもしれない。その人ばかり重荷がいつて一蓮托生であの人があんなこと言ったからと引きずらないように、プレッシャーに耐えうるだけのスキルを持ってない場合に、もう請負きれんとなって、制度自体が崩壊するかもしれない。

○総務部長

任命行為ですので2年はやっていただこうと思いますし、その団体からの推薦ということで団体のバックアップもしていただきたいということで、私どもといたしましては、団体に推薦していただけないかということで、お諮りさせていただいたということです。

○市長

いろんな思いとか批判が個人に集中しないような心配りをしてください。

○市長

ほかに何かございませんか。

それはあってはならないことなので、できれば無いほうがいいですけど、もしものときに責任の所在を明確にすることが大事なのでそこに集中していきましょう。

○総務部長

この要綱案について、ご承認いただけますでしょうか。

よろしければ本日付で承認という事でこの要綱を発効させていただきたいと思います。

つづきまして、議題2、大綱の策定についてということで、書いておりますけども、今定めました運営要綱の第4条において、市長が進行すると定め

ておりますので、この後の進行を市長のほうでお願いできればと思います。
よろしく願いいたします。

○市長

それでは、議題2に入ります。

大綱の策定とありますが、説明をお願いします。

○総務課長

6ページをお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律からの抜粋でございます。第1条の3に大綱の策定等ということでの規定があります。地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものという規定がございます。一方、教育基本法第17条の中に教育振興基本計画という規定がございます。そこの第2項で、地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないという規定がございます。本市においては、この教育振興基本計画をベースに大綱を定めたいという考え方を持っております。つきましては、その詳細について教育委員会事務局から説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育次長

引き続き、協議事項の大綱についてご説明させていただきます。位置付けにつきましては、先ほど総務課長からご説明があったとおり、根拠法令についてもそのとおりでございます。改正法の第2項に同じく6ページですけれども第2項に地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、次条第1項、総合教育会議を指しておりますけれども、これにおいて協議するものとされております。この総合教育会議において、市長と教育委員会が協議調整を尽くして市長が策定するという定めになっておりますので、これを前提に説明させていただきます。8ページをご覧ください。大綱策定にあたって本市の考え方を説明させていただきます。8ページには平戸市教育振興基本計画第2期の策定について、という資料を綴っております。この計画は、上位計画の平戸市総合計画で平戸市の教育施策の基本的な方向性について示したうえで、教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画でございます。根拠になる法令については、先ほど総務課長が触れたところでございます。この計画は平成22年度から平成26年度までの五か年計画が終了し、新たに今年度、平成27年度から5か年間の第2期平戸市教育振興基本計画を策定することといたしております。ここで市が持つ既存の計画と今回議題となっております大綱についての国の見解ですけれども、市が既に策定している教育振興基本計画や総合計画で教育行政等の基本方針が示されている

場合は、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に位置付けるものであり、市長が総合教育会議において教育委員会と協議し、この計画を大綱に代えると判断した場合は別途策定する必要がないとの見解でございます。県下他市の大半が、13市中12市がこのような同様の取扱いの方針をしていると伺っております。従いまして、平戸市では本年度、これからですけれども保護者、市民、教育関係者など様々な分野の方々、約10名で構成する平戸市教育振興計画策定委員会において、策定いたします第2期計画、教育振興計画第2期を大綱の基本に置くことにしたいと考えておりますので、この件につきましてご協議をお願いするものでございます。なお、教育振興基本計画は概ね9月を目途に策定完了を予定しており、随時、この総合教育会議へ進捗状況を報告し、調整を重ねながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上で説明を終わります。

○市長

基本計画を持って大綱に当てることができる。

○教育次長

できます。しかし、事前に市長とレクをした中でザックリしたもので大綱の一枚ものというのを作りたいとの市長の考え方でありますので、それをベースとしてそう言ったものに組み代えるということは、次の作業で可能ですので基本としては振興計画を基本とするということを確認しながら進めていければと思っています。

○市長

それでは皆さん今の説明について何かありますか。

○教育長

教育基本計画というのは、これくらい厚いものとなりますが、実際、現実にはですね、長崎県の場合は長崎県の教育基本方針というのがあって、努力目標があります。それを大綱に代える事だってできるとは考えられます。平戸市の教育方針もありますし、平戸市の努力目標も基本計画のなかに入っている。これは本当に市長がいう一枚ものの感じになります。この分については、各学校全部配っておりますので、校長室にはキチンと掲げられております。この一枚物を大綱とすることも可能だろうと思います。それを基にして具体的に努力目標とか努力事項というものがその中身だという風に捕らえていただければと思います。

○市長

本市の大綱は、教育方針と努力目標をもって大綱とすると、で別途基本計画があると、という位置付けでどうでしょうか。

○教育長

他の市も考え方としては、箇条書きにしようかというところもあります。大綱ですので。

○市長

そういう方向で策定をお願いするということですのでよろしいですね。策定委員会の設置について、説明がありましたがこれでよろしいでしょうか。人選はどうやってやるのでしょうか。

○教育次長

人選につきましては、この下段のほうに書いてあります。1号から5号の約10名の策定委員の構成を予定しております。1号から3号までにつきましては、各団体の代表、中身が言った構成になっておりますので、それぞれのところから推薦はしてもらっております。学識経験者その他の教育委員会云々という4号5号の部分ですけれども、教育というのがあらゆる世代・立場の方々の価値観が反映されなければならないと、そう言った意味合いを持っておりますので、ここについて今、人選中ですがけれども幅広いところでの分野からでの委員を人選したいと考えております。それとまた大学との連携も平戸市では進めてきておりますので識見者等々のここに組み入れながらやっていきたいと考えておりますので、その辺は皆様方からこういった方々からと具体的な方がいらっしゃれば助言いただければと思っております。

○市長

いつまでに人選するんですか。

○教育次長

連休明けに出して行って固めて5月中に第1回の会議を開きたいと考えております。

○市長

毎月1回で5回

○教育次長

ベースになる1期のやつがありますからこれを検証したうえで修正を加えていくって言うのが基本になると思います。市長のほうからも前回につきましては、助言をいただいておりますので。

○市長

そしたらこういうスケジュールのなかで総合教育会議を3回やるということですね。

○教育次長

途中、途中で。必要にあつては主催者であります市長と調整してというときがあるかもしれません。そのときには、事後になりますけれども毎月開催しております定例教育委員会で皆様方には報告して行きたいということで。

○市長

この方法で手続はいいですか。第1回目の策定委員会会議のとき委嘱状を渡す。そのとき、またそれは総合教育会議と策定委員会の第1回会議で一緒にやって、辞令を渡して、よろしく願いますで終わったのでしょうか。

○教育次長

日程調整します。

○市長

よろしくお願いします。

○市長

以上、基本計画の策定と大綱の位置づけと策定委員会の設置について、ほかにございますか。

無ければ議題3に移ります。

○総務課長

議題の3でございます。平成27年度の総合教育会議のスケジュールについてご説明いたします。第1回目は本日4月20日でございます。第2回から第4回ということで、ただ今教育次長からも説明がありましたが、平成27年9月30日までの間に3回の会議をするということでございますので、2回から4回につきましては、この間で日程調整させていただいたうえで、開催したいと考えております。第5回目につきましては、新制度による教育長任命後ということで11月を予定しております。なお、上記のほか緊急の場合は随時開催するというので、やっていきたいと考えております。以上でございます。

○市長

今のスケジュールについてご質問ありますか。

○教育次長

せっかくですので毎年開いております教育委員会との懇談会については、この総合教育会議の中で併せて。

○市長

もう無くしていいです。我々はこの会議を何回もやってきたんだから無くしていいんじゃないですか。それとも格式ばらずにザックバランにご飯でも食べながらやりますか。

○教育委員長

私は、市長との懇談はこれがはいるのでその中でいいかなと思っています。

○市長

基本計画や大綱は、議会の議決がいりますか。

○教育次長

報告があります。

○市長

報告。議決じゃない。県は議案として出されて継続審査にしたけど。

○教育次長

ほとんど出させているんですよ県は。

○教育長

今までは、報告ですよ。

○市長

9月30日までにやるんでしょ。ということは12月議会だ。

○教育次長

だと思います。パブコメしなければと思ひまして。1か月は必要ですからある程度報告をしたうえでとなるかと思ひます。

○市長

途中、議会の意見を聴くことは無いんですか。

○教育次長

必要であれば文教に途中経過を。次世代関係を逐次定例会に報告しながら進めてきたということがありますので、私どもは文教のほうに報告しながら

○市長

分かりました。以上、スケジュール全般いいと思ひますか。無ければ、協議事項は以上ですか。

その他の項目で何かありますか。

○総務課長

特に事務局からはございません。

○市長

では、平戸市総合教育会議第1会の会は、これで終了ということで、第2回目は連休明けの策定委員会の委嘱状の辞令交付の日にまた集まるということで、よろしくお願いいたします。

○閉会